

特集 国家試験の動向から業界を読む

## 第34回 あはき柔整国家試験 結果発表

資格名	受験者数	合格者数	合格率
あん摩マッサージ指圧師	1070人	910人	85.0%
はり師	3920人	2634人	67.2%
きゅう師	3858人	2720人	70.5%
柔道整復師	4434人	3170人	71.5%

2月21日	あん摩マッサージ指圧師	国家試験
2月22日	はり師・きゅう師	国家試験
3月1日	柔道整復師	国家試験
3月26日	結果発表	

このたび、はり師・きゅう師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師の国家試験に合格された皆さま、誠におめでとうございます。

近年、国家試験は出題内容や形式の変化により、単なる知識の暗記だけでは対応できない、より実践的かつ総合的な能力が求められるものへと変化してきています。そのような中で合格を勝ち取られたことは、確かな知識と基礎的な臨床力を備えている証であり、大きな価値を持つものです。

資格取得はスタートラインです。今後臨床の現場では、多様な患者さまや顧客に向き合うこととなり、知識・技術に加えて判断力や倫理観、そして学び続ける姿勢が求められます。また、皆さまがこれから関わっていく施術の業界は、行政、業界団体、医療業界そして多くの関連企業に支えられています。また「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保証した日本国憲法第25条の理念にもとづく健康保険法の「療養費」にかかわることは、とても大切な事です。臨床の知識と技術の研鑽にあわせて、こうした分野にも関心を持っていただきたいと思います。

現在、業界は大きな変化の中にあり、施術者一人ひとりの資質と行動が、社会からの評価に直結する時代となっています。その意味においても、高い倫理観を持ち、専門職としての責任を自覚した行動、プロフェッショナリズムがこれまで以上に求められています。

皆さまが専門職としての誇りを胸に、日々研鑽を重ね、患者さんと社会から信頼される存在として活躍されることを心より期待しております。

# 国家試験の動向から業界の流れを読む

## ◆合格率の大まかな推移

図1に平成4年度に行われた第1回から令和3年度、第30回までの国家試験合格率を5年ごとの平均値で表したグラフで示します。

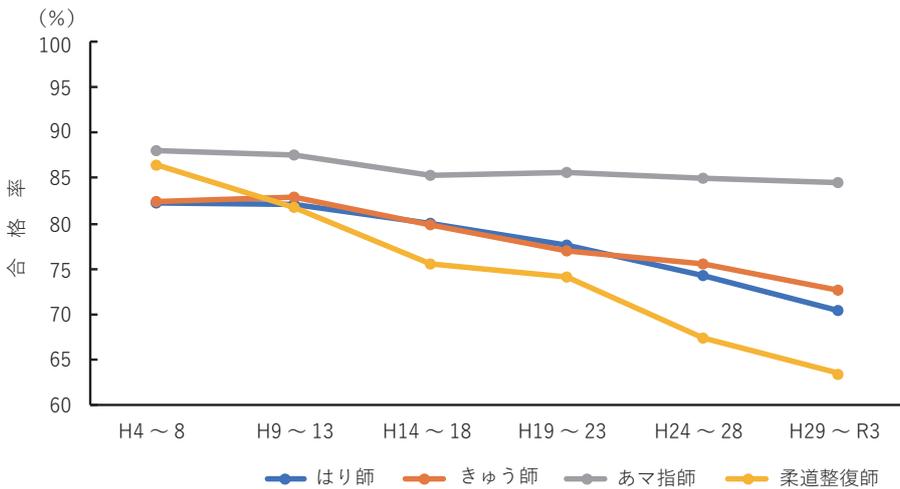


図1. 平均合格率の推移

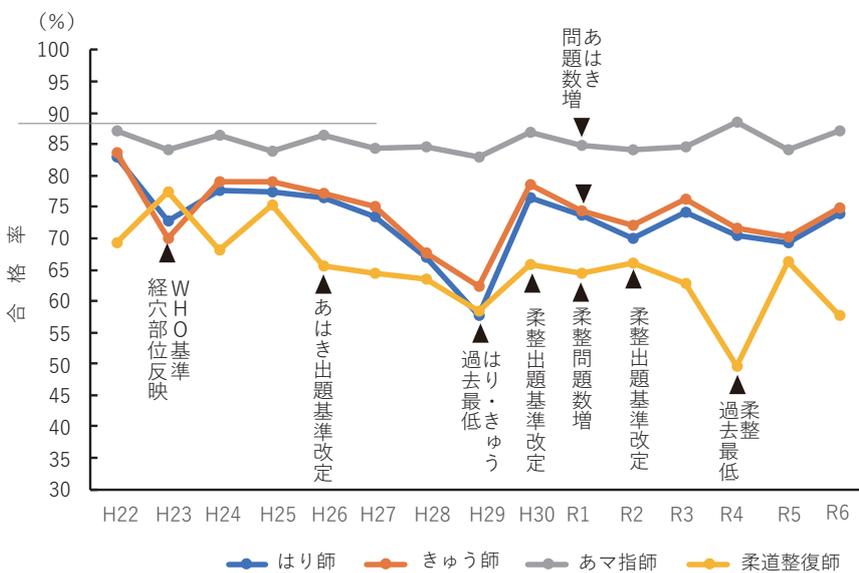


図2. 過去15年の合格率の推移

図1、2のグラフは柔道整復研修試験財団および東洋療法試験研修財団の公開データをもとに作成した。

## ◆合格率が下がる要因

合格率を下げる要因はいくつか推測されますが、出題基準の改定とそれに起因する出題傾向や難易度の変化が大きく影響していると考えられます。近年では平成30年にカリキュラムが改正されて単位数と修業時間が増加し、それに合わせてあはき師では令和2年度、柔道整復師では段階的反映で令和元年度と3年度から改定出題基準に則って出題されています。

## ○はり師・きゅう師

図2に過去15年の合格率をグラフで示します。はり師・きゅう師では、平成23と29年度が特徴的です。平成23年度は、前年度と比較して合格率が約1割弱低下しました。この年は、WHO標準経穴部位が初めて国家試験に反映された年で、四年課程の学生で、教科書改訂前「経絡経穴学」の授業を終えてしまった者や既卒生にとっては難易度が上がってしまった可能性があります。

そして平成29年度には、はり師

あん摩マッサージ指圧師（あま指師）においては、平成4～13までは88%前後、14年以降は85%前後で安定した推移を示しています。柔道整復師は平成4～8年の86.6%から平成29～令和3年の

63.5%まで下がります。はり師ときゅう師は平成4～13年の間は82%前後、その後は平成29～令和3年の70%前半あたりまで下がります。このグラフより、あま指師以外は合格率が下がりに続けていることが分かります。

試験の合格率は57.7%と過去最低となりました。この背景には、出題基準改定のため平成26年より傾向が変化して29年度まで段階的に難易度が上がり続けたことがあります。調整されたのか翌年30年度は、はり師76.4%、きゅう師78.5%まで合格率は一過性に回復しましたが、その後再度の低下傾向を示します。令和3年度(第29回)からは問題数が160から180問へと増やされました。臨床医学各論、経絡経穴学(ツボ)、東洋医学概論、東洋医学概論などの臨床に大きく関係する科目の問題数が増加したのです。とくに、経絡経穴は従来の13から20問へと大幅に引き上げられました。そして合格率は70%前半から半ばあたりで推移することになります。

○柔道整復師

柔道整復師の合格率は、ここ15年は波をうちながら下がりが続け、過去10年の平均は61.9%と低い値となっています。令和4年には、49.6%と過去最低となりました。

ました。この年は新出題基準が完全反映された翌年の試験で、傾向変化と難易度上昇の影響がうかがえます。翌年回復したものの、6年には57.8%と6割を切る値となりました。

柔道整復師の国家試験の問題数は、あはき師よりも先の令和2年度(第28回)より変わりました。具体的には、必修問題が30から50問へと増やされて230から250問へと改定されています。あはき師はそれぞれ6割以上の正答が合格基準となっていますが、柔道整復師は異なります。必修問題50問は8割以上、一般問題は6割以上の正答で合格となります。ゆえに必修問題の正答が8割に満たない場合は一般問題で点数を得られても不合格となってしまう。平成30年の「柔道整復師国家試験改善検討委員会報告書」では必修問題について次のように記載されています。

○必修問題について

「①柔道整復師になる全ての者が知っていなければならないことを

問う出題内容とする。②従来の30問では、実力を適正に評価できないおそれがあるため50問に増やす。③必修問題の出題範囲を「柔道整復施術の基礎」、「保険診療に関する知識」及び「関係法規に関する知識」とする。」

そして柔道整復師としての臨床能力に重要な「臨床実地問題」と「柔道整復理論」の問題比率を増やすことが記載されています。必修問題に保険・療養費と法律の問題が組み込まれているところが興味深いです。

○あん摩マッサージ指圧師

平成4年から12年度までは87.92%の間で推移、それ以後は令和6年まで85%前後を横ばいに推移し、長期的には大きく上下せず安定しており柔道整復師やはり師・きゅう師のような複雑な動態は示していません。

◆難易度は調整されている？

合格率が変動する大きな要因に、養成校のカリキュラム改正そ

して出題基準や問題数増など形式変化に伴う難易度変化に起因することは、容易に推測できます。カリキュラム改正の目的については、カリキュラム等改善検討会報告書にて述べられています。

○あはき師については

「(前略)はり師、きゅう師の学校養成施設は大幅に増加しており、平成28年度(中略)平成10年度(中略)と比べ、約6倍の増加となっている。また、昨今の診療報酬等の不正請求に対して、あはき師についても開業することが可能なことから、養成段階での教育の充実について指摘されている。これらあはき師を取り巻く環境も変化していることから、(中略)より質の高いあはき師の養成が求められている。このため、本検討会では、国民の信頼と期待に応える質の高いあはき師を養成するため、カリキュラムの改善、臨床実習の在り方、専任教員の要件などの認定規則の改正を含めた見直しについて(中略)、その結果を報告書としてとりまとめた。」

○柔道整復師については

「(前略) 学校養成施設は大幅に増加しており、平成28年度(中略)平成10年度(中略)と比べ、約8倍の増加となっている。また、昨年11月には、柔道整復師の診療報酬に当たる「療養費」を不正受給したとして、反社会的勢力や接骨院などの関係者十数人が詐欺容疑で逮捕されるといった事件も発生している。これら柔道整復師を取り巻く環境も変化していることから、学校養成施設における臨床実習の充実等を通じた、柔道整復師の質の向上などが求められている。このため、本検討会では、国民の信頼と期待に応える質の高い柔道整復師を養成するため、カリキュラムの改善、臨床実習の在り方、専任教員の要件などの指定規則の改正も含めた見直しについて幅広く検討するため、(中略)その結果を報告書としてとりまとめた。」

○カリキュラム改善と国家試験

あはき師および柔道整復師の教

育においては、養成施設の急増という状況を背景に、教育の質の低下や療養費の不正といった課題が指摘されてきました。こうした中で、より質の高いあはき師・柔道整復師の育成が求められるようになり、国民の信頼と期待に応え得る人材を養成することを目的として、カリキュラムの見直しが進められてきました。このような考え方ももとづき整備されたカリキュラムのもとで、十分な能力が身につけているかを評価し、資格として認定する仕組みが国家試験です。試験の出題基準や構成も、こうした教育方針と連動する形で設計されています。

近年の国家試験では、単純な知識の暗記だけでは対応できない複合的な問題や、臨床に即した出題、いわゆる症例問題が重視される傾向にあります。問診や他覚的所見、検査所見などの情報をもとに、病態の把握や施術法、適応の鑑別を導き出すといった、臨床推論能力を問う問題が多く出題されるようになってきています。

◆受験者数の増加と背景

図3に受験者数推移のグラフを示します。はり師・きゅう師および

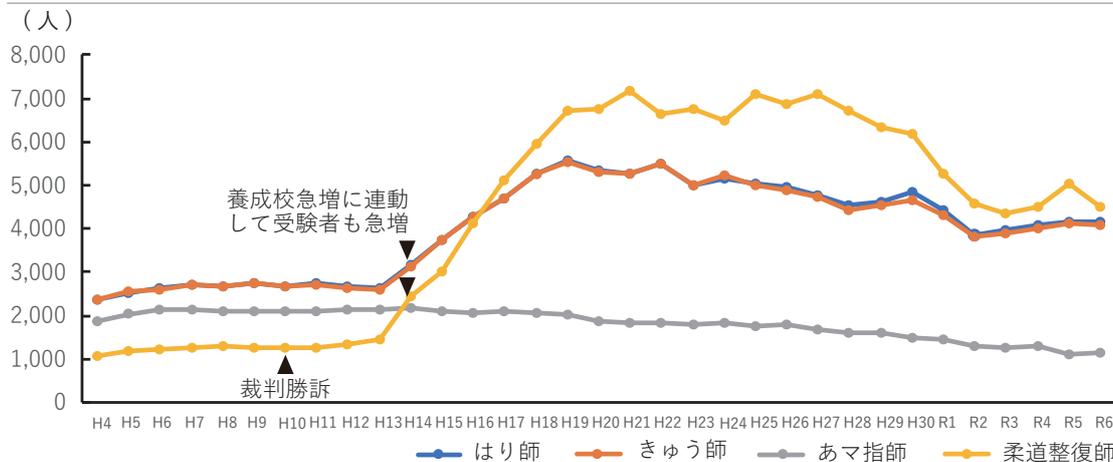


図3 受験者数の推移 柔道整復研修試験財団および東洋療法試験研修財団の公開データをもとにグラフを作成した。

び柔道整復師の受験者は、平成13年度を境に19年度にかけて急激な増加を示しています。

平成13年度のはり師・きゅう師の受験者はそれぞれ2645・2613人、そして柔道整復師は1439人だったのが新設養成校の急増に伴い平成19年度においては、はり師・きゅう師が5561・5539人と2.1倍、柔道整復師は6702人の4.7倍と爆発的に増加しました。

以降、柔道整復師は平成27年度まで6500〜7100人あたりで推移しましたが、その後は低下して令和6年度には4513人まで下がりました。はり師・きゅう師は急増の山となった平成19年度を境に低下し、令和6年度には4094人にまで下がりました。有資格者の飽和そして少子化などによる学生の減少に伴って淘汰が起こり、定員削減、募集停止そして廃校する養成施設が増えたのではないかと推測しています。発端となったのは、規制緩和です。従来は柔道整復師の需給調整を理由に養成校の新設はコントロールされていましたが、昭和48

年以降は新規の養成校の指定は行われていませんでした。このような中、新設養成校の不指定処分を不服とする裁判の判決が平成10年にあり、指定基準が充たされる以上は養成施設の指定を行わなければならない、との司法判断で国が敗訴しました。これを受けて柔道整復師としてははり師・きゅう師養成施設の新設が急増したのです。

あま指師の受験者は平成14年度の2454人あたりから緩やかに低下を始め、令和6年度の1160人に至っています。

◆就業者数の推移

資格を取得して就業している人々の動態はどうなのでしょう？図4に各資格の就業人数の推移を示します。第1回の国家試験が行われた平成4年度以降、はり師・きゅう師、柔道整復師ともに増加の一途を示すのに対してあま指師は非常に緩やかな微増です。養成校の増加に伴う受験者数の急増の影響をはっきりさせるために、急増する前の平成13年度の

合格者が反映される平成14年を1として変化率をグラフ化したものが図5となります。平成12年年度と比較して24年後の令和6年度では、はり師は1.8、きゅう師は1.9、柔道整復師は2.6倍の増加を示し、対してあま指師は1.2倍の増加に留まりました。

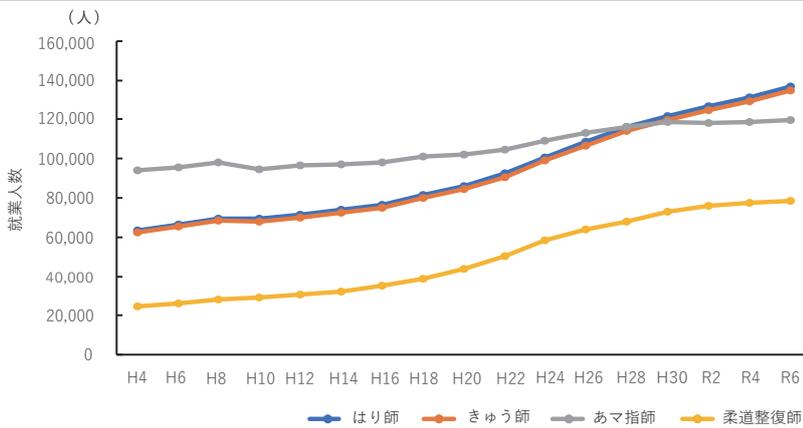


図4. 就業人数の推移

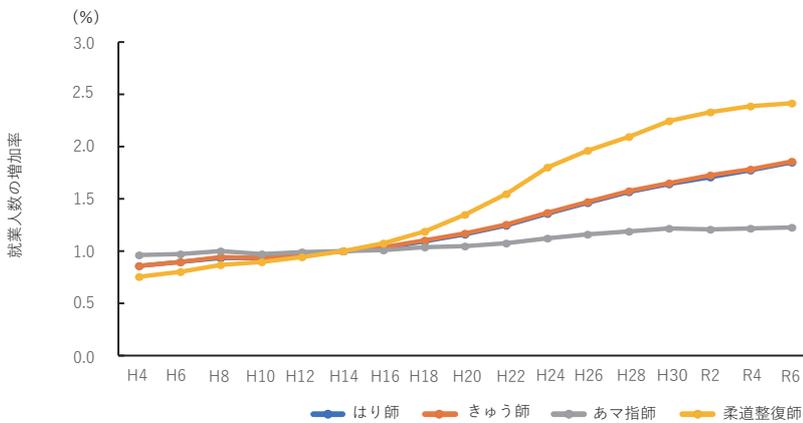


図5. 就業人数の増加率

図4、5のグラフは、厚生労働省の衛生行政報告例にて公開されているデータをもとに作成した。2年に一度の調査のため、グラフの数字は2年ごとのものである。

◆国家試験の難化は 質向上へのプロセス

養成施設の増加に伴う受験者数の増加とその後の減少、さらには就業者数の増加といったここ四半世紀の動向は業界の需給バランスや療養費請求をめぐる環境にも影響を与えた可能性があります。

このような環境下でカリキュラム改正や出題基準の見直しと連動しながら変化してきた国家試験は、受験者の能力を評価して資格を認定する仕組みとして機能してきました。また養成校の新設が抑制されてきたあま指師の合格率が高い水準で安定し、就業者数の増加も比較的緩やかである点は重要です。国家試験は人材の質の担保に加え結果として一定の選抜機能、さらには需給に影響を及ぼす側面を有している可能性が考えられます。

しかしながら近年の国家試験の難化の流れは単なる資格者数の抑制を目的としたものではなく期待される資質を備えた施術者を適切に評価するという本来の役割を強化する過程として位置づけることもできます。すなわち業界全体の資質向上を図る上での必然的なプロセスの一端と捉えることが出来ます。業界の発展が広く社会貢献につながることを期待します。

(編集部)